

**平成24年度第2回生駒市都市計画審議会
会議録**

1 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 平成24年11月9日(金)
(2) 開閉時刻 午後1時30分から午後2時50分
(3) 場 所 生駒市役所 4階 401・402会議室

2 委員の出欠

(1) 出席者

- (委 員) 増田会長・山田副会長・樋口委員・白本委員・井上委員・
久保委員・安若委員・蜂谷委員・藤堂委員・矢田委員
(事務局) 吉岡都市整備部長・林都市計画課長・平田都市計画課課長
補佐・川口都市計画課計画係長

(2) 欠席者

東委員・田中委員・戸川委員・久委員・松村委員

3 会議の成立

○上記 2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。

(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

4 会議の公開・非公開の別 公開

5 傍聴者数 なし

6 配布資料

- (1) 会議次第
(2) 委員名簿
(3) 説明用資料 1 第1号案件「大和都市計画用途地域の変更について」、第2号案件「大和都市計画高度地区の変更について」、第3号案件「大和都市計画生駒市都市計画道路菜畑乙田線沿

道地区地区計画の変更について」及び第4号案件「大和都市計画翠光台地区地区計画の決定について」の説明用資料

- (4) 説明用資料2 第5号案件「大和都市計画生産緑地地区の変更について」の説明用資料
- (5) 説明用資料3 第6号案件「東部大阪都市計画ごみ焼却場の変更について」の説明用資料

7 次第

- (1) 開会
- (2) 案件

- 第1号案件 大和都市計画用途地域の変更について（諮問：生駒市決定）
- 第2号案件 大和都市計画高度地区の変更について（諮問：生駒市決定）
- 第3号案件 大和都市計画生駒市都市計画道路菜畑乙田線沿道地区地区計画の変更について（諮問：生駒市決定）
- 第4号案件 大和都市計画生駒市翠光台地区地区計画の決定について（諮問：生駒市決定）
- 第5号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問：生駒市決定）
- 第6号案件 東部大阪都市計画ごみ焼却場の変更について（諮問：意見照会）

- (3) その他

8 審議結果等

- (1) 第1号案件 大和都市計画用途地域の変更について
- 第2号案件 大和都市計画高度地区の変更について
- 第3号案件 大和都市計画生駒市都市計画道路菜畑乙田線沿道地区地区計画の変更について
- 第4号案件 大和都市計画生駒市翠光台地区地区計画の決定について

・ 4 案件について事務局から概要説明

4 案件について原案どおり可決

質疑

- 第 4 号案件についてだが、交差点の信号はいつごろ設置されるのか。
- 現在協議中であり時期は未定である。
- もうすでに工事され家も建っている状況だが、全部出来てから設置されるということか。
- 現在行われている開発行為が終了するまでには設置されるだろうと予想しているが、いつというのは具体的には分からない状況である。
- 信号機の設置費用は誰がもつのか。
- 事業者が負担する方向で協議しているところである。
- 派出所はできるのか。
- 今のところ予定はない。
- 入居が始まるまでには信号の設置はしていただきたいということなのだろうが、まだ少し時間はかかるかも分からない。
- 法面の植栽の計画案だが、もう少しなんとかならないか。
- 事業者と話を進めているが、詳細な計画を事業者から出してもらい、景観の担当課とも一緒に協議していきたいと考えている。
- 法面の緑地は事業者の管理地となるのか。
- この事業用地を借りられた事業者が管理する方向で協議していく。
- 沿道利用地区の広告塔の高さ制限が 12 m となっているが、近くにある店舗の広告塔の高さとのバランスはどうなのか。
- 近隣店舗の広告塔の高さは測っていないが、本来であれば 15 m まで設置できるところを、地区計画により 12 m に制限をかけているということである。
- 地盤面が高いので沿道から見たときに、非常に高く感じるのではないか。同じ高さでも奥まったところに設置するのであればそれ程気にはならない。場所によって見え方も違って来る。沿道の景観としてみたときに、そのあたりを踏まえて 12 m としたのかということを確認したかった。

- どういったものが出来るのかは分からないが、建築物の高さの限度が12mとなっているので、それに合わせて広告塔も12mとしたものである。
- どういったものが出来るのかは確認していただいたほうがいいと思うが。
- 景観アドバイザー会議で景観に関するアドバイスをするようになってるので、その際にそのようになるように指導はさせていただく。
- 見え方で高く見えるようであれば位置を少しずらしてやってもらうとか、その辺は押さえておいていただきたい。
- 歩道の側溝部分はオープンスペースになるのか。
- 現在はオープンスペースとなっているが、側溝部分は個人の所有地である。
- 所有者次第でどうなるか分からないということか。
- 道路からの後退距離が決まっているのではないか。
- 自主的に下がっているだけで、後退距離が決まっているというわけではない。
- 沿道利用地区については、都市計画道路菜畑乙田線に面する側については、原則として1m以上の緑地帯を設置するものとなっているが。
- 道路から1mのところには緑地帯を設置しなければならないということではないので、側溝部分に必ずしも緑地帯が設けられるわけではない。
- 側溝にグレーチングをするかどうかは所有者次第ということか。
- そういうことである。
- 所有者次第ということだが、側溝に蓋をしないということになれば危険なので、そこは考える必要があるのではないか。
- そのあたりは、今後事業者と協議していきたいと考えている。
- グレーチングをするかどうかは別として、事業者とは歩道の利用者に危険がないような対策をするよう指導をすべきだろう。
- 都市計画審議会の要望として、緑化と看板の設置について、景観上配慮することとし、市から適切な指導をしていただきたいということと、

グレーチングの話があったが、事故が起こらないよう事業者と協議をしていただきたい、ということ要望としてあげておきたい。

(2) 第5号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について

・事務局から概要説明

質疑なし、原案どおり可決

(3) 第6号案件 東部大阪都市計画ごみ焼却場の変更について

・事務局から概要説明

原案どおり了承

質疑

○搬入ルートの子の点線はどういう意味か。

●将来的に163号バイパスが完成したらそちらを通るという意味である。

○環境評価に関する各種の調査数値は、どこでどの機関が調査を行ったのかということは分かるのか。

●調査手法等については、四條畷市交野市清掃施設組合のホームページに掲載されている。

○焼却場から出た灰はトラックで搬出されるということだが、搬出の途中で地域に灰が飛散しないようかたちになっているのか。生駒市の場合、固化してから搬出を行っており、今回も当然そうだろうと思っていたのだが、フローをみるとそうっていない。

●フローの図が抜けているだけで、固化してから搬出するというかたちである。

○回答書について、原案どおり了承というかたちで進めさせていただく。